

弘前市協働によるまちづくり推進審議会 会議録概要 (第6回)			
日 時	平成 28 年 11 月 22 日 (火曜日) 18 時 00 分～19 時 30 分		
場 所	弘前市役所新館 5 階入札室	傍聴者	1 人
出席者	委員 (13 人)	佐藤会長、生島会長職務代理者、松本委員、舘田委員、 小山委員、鹿内委員、鴻野委員、安田委員、八木橋委員、 斎藤委員、小野委員、久保田委員、村上委員	
	事務局	(市民協働政策課職員)	
議 題	1. 答申案の審議 2. その他		
会議概要			
<p>会議は公開で行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議題 1 について、前回の審議での意見等を踏まえ、事務局にて必要な修正を加えた答申案について説明を行い、各委員による審議がなされた。 ・答申案について、今回の審議による意見等を生かす形で修正していくこととし、最終案の作り方については、再度会議を招集せずに、会長と事務局に一任することで、了承された。 ・議題 2 について、事務局より、市長答申の日程を 12 月 22 日午前 11 時 30 分からとし、会長を含め 3 人出席する案を提示し、日程の了承と、出席者を会長、生島委員、久保田委員の 3 人とすることで決定した。 ・事務局より次年度以降の審議内容等について、いまの段階で思い描いている大まかな内容を資料として配布し、説明を行った。 ・今回の会議をもって今年度の審議が終了したことに伴い、清藤市民協働政策課長が御礼の挨拶を述べた。 ・主な意見等は以下の通り。 <p>《評価・提案》以外のところ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 委員：4 頁条文のところでは第 6 条は入らないのか。(事務局：前回のたたき台から今回の答申案に修正する際誤って削除したもの。⇒第 6 条(基本原則)の条文を第 21 条の上に付加する。) 			

- 委員：1 ページの上から7行目 市政運営の「情報共有に関する取り組み」と「条例に対する理解を深める取り組み」の順番が、審議した順番と逆になっていて、これでいいのか。

(事務局：その部分は諮問書に記載した順番としている。一方で、その部分以外の評価・提案といったところは審議した順番で記載しているので、諮問書に合わせて、全て「情報共有～」・「条例に対する理解～」の順に統一する。)

「評価・提案」のところ

《情報共有に関する取り組み》

- 委員：10 ページ⑥ エリア担当職員「地域のパイプ役」ではなく「地域との」ではないか。また、その後段、「～コーディネートしていく役割を担うことができな
いか検討すること。」の最後「～検討すること。」の表現では、逃げているよう
である。是非そうして欲しいという意見だったと思う。「～役割を担っていくよう努
めること。」とか、それぐらい少し頑張っていたかかないと。是非やるぞという、
職員の心意気も見せて欲しい。
- 委員：10 ページ⑤ 文の中で、「市が市民の要望に応じるといった従来の「陳情
型」だけではなく、」の部分が要らないのではと感じる。陳情型という言葉をや
わざと入れる必要があるのかなと。ここだけが少し否定的な要素が入っているよう
に受けたので、それを避けたほうがいいのかと思う。
- 委員：「陳情型だけではなく」ということは、今まで陳情型だけだったという考え
になり、非常に複雑になってくる。陳情型は陳情型であってもいいし、これからは
協働型もつくっていくということで、陳情型～の部分は入らないほうがいい。
- 委員：見出しも含めて、「協働型の機会の創出」とはどういう機会？となるので、
〇〇の機会と入れた方がいい。この項目が情報共有というテーマであるし、具体
例のところにも対話とあるので、市民と市と一緒に考える対話とか 協働型の対
話の機会を作っていくこととすれば、じっくりくるのではないかな。そうすれば、
陳情型だけではなく～の部分を取ったとしても大丈夫だと思う。要は、これから
対話の機会をどんどん作っていきましょうという少し前向きな表現になる。
- 委員：ここは市政懇談会を一つの鑑として作ったから、こういう表現になったの
かなと思う。陳情型ではなく、協働型で将来を見越した市政懇談会がいいのでは

ないかと。もっと町会の発展性、市の発展性を考えた市政懇談会になってほしい、という意味に解釈をしている。

- 会長：ここはもう市政懇談会から脱皮したということでご理解して頂いて、事例を見ると対話を中心。委員のご指摘があったような、対話形式のものをもっと増やそうということになるので、「対話」の機会の創出ということにする。さらに、陳情型だけではなく～の部分削除する。そうすると、「地域の課題解決に当たっては、次に掲げるような～「協働型」の対話の機会を作っていくこと。」でどうか。そうすれば趣旨にあってくると思う。
- 委員：ひっかかるのは、《実施方法の例》のところで、「地域の～市政懇談会」の一文をひっくり返して、「市政懇談会で地域の将来について話し合うこと」、にすればどうか。陳情型のものはいくらもあるでしょうし、それはそれとして、こういうことも、市政懇談会で積極的にやっていくんだということ。そのほうが分かりやすいのかなど。
- 会長：では、⑤については、地域の課題解決に当たっては、次に掲げる～「協働型」の対話の機会を～、といった趣旨で文章のほうを整理することでよろしいか（各委員からの異議なし）
- 委員：⑦のところで。協働によるまちづくり、市と市民と言われる時に、何がバランスがうまく取れないところかという、情報の共有ができるかできないかである。だから、市民の人たちが自分で生の情報を得られるということが必要である。この提言では、記録や資料等をアーカイブズとして得やすくするように、と書かれているが、実際に自分がイメージしていたのは、例えば図書館で、インターネットもそうであるが、そういった記録が読めるということである。
- 委員：2006年以降に出されている図書館側の政策などでは、地域の情報拠点としての図書館のあり方ということで、ポリシー・メイキング（policy making:政策決定、政策立案）の主体である市民側も、生の情報を得られるように、例えば、議会の会議録や地域のデータなどといったものを、議会図書館ではなく市民図書館に置くことによって、身近に情報を得られるようにしましょうというような改革も行われてきている。さいたま市や貝塚市など、きちんと議会会議録は市民図書館でも手に取ってとして見られますとホームページに書いている。
- 委員：そこで、具体的な記述としては、例えば、～自分で情報を手に入れやすい状況づくりのため、『議会会議録や地域データといった』記録や資料等をアーカイ

ブズとして得やすくするよう、『市民図書館やインターネットなどでの積極的な公開に努めること。』という書き方にすれば、自分が言った趣旨に合ってくる。インターネットで発信しているから十分というのではなく、こういうものは案外、実際に手に取って見たりしたいということもあるのと、こういうようなところから図書館側のミッションというものにプレッシャーがあればいいのかなと。

- 委員：もう1点別のところで、9頁の③ ここで言いたいことは何かというと、まちづくりの主体に学生を位置付けているということから、学生に対して、SNSも使ってということだと思うので、頭の、「学生については、」は削除していいと思う。学生もまちづくりの主体に位置付けていることから～で文章の意味は通じる。
- 会長：①「執行機関による」は消し忘れ？ (⇒「執行機関による」をトル)
- 委員：⑦ 内容に関しては、いま委員からご指摘のあった通りでよろしいかと思うが、見出しのところで、【情報の入手】としているが、基本的に執行機関に向けての提案で、主語が市長になるので、情報の入手となると主語がおかしくなってしまう。そこで、情報の公開とかはどうか。(⇒⑦ 見出しを【情報の公開】に改める。)

《条例に対する理解を深める取り組み》

- 委員：(2) ③のイ「子どもや大学生に対して」は、「子どもや学生に対して」ではないか。(委員：ガイドブックの説明でも、条例とかでも、学生は専門学校なども含むとある。大学生になってしまうと、それが入らなくなってしまう。)
- 委員：①『市民・議会・執行機関の3者が～』のところ、市民ではなく市民等である。(基本条例でもそのような表現である。)
- 会長：③のウ 「執行機関として、」はどこにつながるのだろう。ここだけ執行機関を強調するのは何故か。

(事務局：執行機関は、組織的に協働によるまちづくりを推進していく、というのがまず目的の一つ。次が、執行機関に限らず、条例に出てくるそれぞれの各主体が協力してまちづくりを進めていく。この2つの目的のために、まずは、市の職員が理解を深めるための取組～、となる。)

- 会長：基本的に我々は、執行機関に対して言っているわけで。他のところは執行

機関という言葉は使ってないけれども、ここはこういう意味で執行機関というのを、もっと強力で打ち出すんだという狙いがあれば、それがもっと鮮明に出るようにすべきでは。

- 委員：執行機関が組織的に協働によるまちづくりを推進していくという考え自体がおかしい。3者で協働によるまちづくりをやるというのが趣旨なのでは。

(事務局：この前段は、市役所全体に行き渡らせるというイメージ。協働によるまちづくりという考え方が、まだ役所全体に行き渡っていないので、そういう意味である。)

- 委員：「執行機関として」も、「組織的に」も要らない。我々は市長に答申するのだから、この協働によるまちづくりについては、職員についても全庁的にみんなで取り組むようにやってくださいよということではないか。
- 会長：一部の課だけの問題ではなくて、全庁的な取り組みにしてほしいんだと、そういう趣旨でここは作り変えるということ。
- 委員：③のイ ～事例を紹介するなど～条例の趣旨を周知するための方法を検討すること、となっていて、ずっと入ってこないところがある。やりたいことは、教育機関と連携を図っていくことということと、教育機関と連携を図りながら事例を含めて条例の趣旨を理解してもらうこと。条例の趣旨を理解し易くするために事例を入れるということであつたと思う。この文章の趣旨は、事例だけを知ってもらうということではないと思うので。
- 委員：あと、ここで言う教育機関には、教育委員会は入るのか？そこを含めてくれればいい。(会長：教育機関となれば、教育委員会とは別だろう。学校その他の教育機関を監督するのが教育委員会だと思う。)この前の議論でもあつたが、実際に条例のリーフレットを作って子どもたちにどうやって配るかとなると、やはり教育委員会を通じて各学校にとなるし、学校の判断ではない。だから、教育機関と連携してと言ったとしても、できるのかというところ。
- 委員：結局、子どもたちにそういうことを紹介したり、周知するためには、教育機関との連携が大切ですよということだろう。だとしたら、やはり教育機関との連携を図りながら、が最初にこないとおかしい。もう一つは、子どもや学生に対して、の「対して」はいらないと思う。
- 会長：事例の紹介と条例の趣旨の周知の仕方について、教育機関と連携すると。

この辺のところを事務局でいまのご意見を汲み取って、案を作っていただきたい。

以上